

稲沢厚生病院訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する稲沢厚生病院（以下「事業所という。」）が行う訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持、回復を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療・福祉サービスとの連携を密に図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 愛知県厚生農業協同組合連合会稲沢厚生病院
- (2) 所在地 愛知県稲沢市祖父江町本甲拾町野7番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 2名
指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。
- (3) 従業者 理学療法士等 4名以上
従業者は、訪問リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日午前8時半から午後5時までとする。

(訪問リハビリテーションの利用料等)

第6条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した

交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は事業所の実施地

域を超える地域から、1キロメートルあたり100円を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 従業者は、訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態等が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第8条 提供した訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を別途定め掲示する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

稲沢市、一宮市（起、北今、富田、西萩原、明地、開明、小信中島、西五城、蓮池、祐久、籠屋、三条、西中野、東五条、上祖父江、玉野、西中野番外、東加賀野井）、愛西市（開治町、西川端町、湊高町、大野山町、草平町、鷹場町、町方町、赤目町、川北町、下東川町、二子町、鶉多須町、給父町、高畑町、元赤目町、江西町、塩田町、立石町、上東川町、下大牧町、藤ヶ瀬町）。

（利用に当たっての留意事項）

第10条 従業者は訪問リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について指導、説明する。

2 それぞれの利用者について訪問リハビリテーション計画に従った実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適当な対応を行うこととする。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、地域の医療機関・介護サービス事業所等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

（人権擁護・虐待防止）

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従

業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は代表理事理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和1年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。